

教育学部生の体罰意識に関する考察 (1)

— 体罰体験等についてのアンケートをもとに —

杉 山 緑

A Study on Consciousness of Educational Students towards Corporal Punishment

by

Ryoku SUGIYAMA

(Received November 30, 1992)

キーワード：体罰体験、子どもの人権

1. 本考察の意図

本考察は、体罰に関するアンケート調査をもとに、教育学部生の体罰に対する意識の形成をかれらの体罰体験と関連づけて考察すること、そしてそのことを通じて、体罰問題の克服をめざした教員養成教育のあり方についての示唆を得ようとするものである。

周知のように、体罰は学校教育法第11条において禁止されている。しかし学校教育の場では未だに体罰に頼る教育が行われている。これまでも日弁連やマスコミ等を通じて社会的論議が展開され、厳しい批判も行われてきているが、一向に体罰は減少していないようである。こうした状況の背後には、多少の体罰はしつけ・その他において有効かつ必要だ、とするような見解が根強く残っていること（父母の中には、積極的にそれを学校・教師に要望するという場合もある）、あるいは一九七〇年代中頃からのいわゆる「子どもの荒れ」の状況（非行・校内暴力に代表される問題行動の多発）に対して、厳しい生徒管理体制と体罰による教育が表面的には成功したかのように見えたことなど、その要因はいくつか考えられる。その中でも、体罰に対する教師の意識の問題は大きい。数年前、あるTVニュースのインタビューにおいて一人の教師が語ったことばは衝撃的でさえある。「教師になった当初は体罰に抵抗があったが、いったん手を出してしまうとだんだんエスカレートし、体罰に対する感覚がマヒしてしまう。それに今、体罰以外に生徒を押さえる方法もないしね。」

教師の中に、積極的に消極的にか体罰を容認する傾向がある限り、体罰は存在し続ける。だが、そうした傾向はいつ、どのようにして形成されるのであろうか。おそらくそれは、教職に就いて形成されるというよりも、それ以前にある程度まで形成されていると考えてよい。なぜなら、しばしば指摘されるように、教師の教育に対するものの見方・考え方などは、かれ自身が受けてきた教育体験にかなり左右されるからであり、体罰について

もそれが当てはまると考えられるからである。

そうであるならば、教員養成教育においては、体罰否定・体罰の非教育性を理念的に伝えるだけでなく、教職をめざす人間の教育体験やそれによって形成された教育観を吟味し、練り直させる作業を伴うことが必要になるだろう。そのためにもどのような要素が把握され、手だてが講じられねばならないのだろうか。本稿はそれを探る試みの第一歩である。

II. アンケートの形式と考察の方法

考察は、「体罰体験」および「体罰に対する考え」について簡単なアンケート調査（別掲）を実施し、そこに見出される特徴や類型とその相互関連を分析することを通して行った。

アンケートの形式は無記名とし、「体罰体験」では「経験の有無」とその「内容」について選択肢を設け、小学校・中学校・高校の各学校段階毎に回答を求めた。「体罰に対する考え」では「体罰の是非」と「将来の体罰の増減」について選択肢を設定し、それについて「その理由・根拠」を自由記述形式で記入させた。

「体罰体験」を選択肢としたのは、そのことによって回答者の体罰イメージの個人的バラツキを取り除くためであり、他方、「体罰に対する意見」に自由記述を組み合わせるのは、そのことによって多様な見解を引き出し、分類することおよびそれと体罰体験とを関連づける手がかりを得ることをねらったからである。なお、アンケートでは最後に「体罰問題について最近考えたたり感じたこと」を設問しているが、回答内容が多岐にわたるため今回の考察には含めなかった。

調査は、山口大学教育学部1992年度前期開講の「生徒指導・教育相談（・進路指導）」（3年次必修）の受講者を対象に実施し、中学校教員養成課程（総合文化教育課程を含む）1クラス、小学校教員養成課程（養護教員養成課程、幼稚園教員養成課程を含む）2クラスで計221名の回答を得た。アンケートの実施は1992年5月8日および18日である。

III. 調査結果の分析と考察

1. 「体罰体験」について（Q1.1、Q2.1、Q3.1）

(1) 体罰体験の有無（パーセンテージは少数点第2位以下を五捨六入、以下同じ）

<調査結果>

・小学校

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ①体罰を受けた経験がある | 152名(68.8%) |
| ②自分は受けたことはないが、友人などが受けているのを見た | 38名(17.2%) |
| ③体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある | 8名(3.6%) |
| ④体罰は見たことも聞いたこともない | 23名(10.4%) |

・中学校	
①体罰を受けた経験がある	145名(65.6%)
②自分は受けたことはないが、友人などが受けているのを見た	52名(23.5%)
③体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある	13名(5.9%)
④体罰は見たことも聞いたこともない	11名(5.0%)
・高校	
①体罰を受けた経験がある	72名(32.6%)
②自分は受けたことはないが、友人などが受けているのを見た	53名(24.0%)
③体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある	34名(15.4%)
④体罰は見たことも聞いたこともない	58名(26.2%)
⑤無回答	4名(1.8%)

(2) 分析と考察

体罰の直接体験は小学校で 152名(68.8%)、中学校 145名(65.6%) とほぼ 3 人に 2 人が体罰者である。高校においては 72名(32.6%) と半減するが、それでも 3 人に 1 人という数字である。高校において直接体験が大きく減少するのは小・中学校教師と高校教師の体罰に対する意識の違いもあるのかもしれないが、また、体罰のような力による押さえ込みが今日の高校では困難であることの現れであるとも言える。ともあれ、この数字を高いと見るか低いと見るかは、その内容・程度の問題と関わって判断は分かれるかもしれないが、筆者としては後述する理由（体罰の内容についての分析・考察の項を参照のこと）からきわめて高いと分析している。

また、直接体験ではないが、友人などに加えられた体罰を見聞したもの（間接体験者）も含めると、小・中学校とも 9 割を越える数値となり、高校においても実に 7 割あまりにのぼる。もとより、この数字が体罰の頻度を表すわけではないが、かなりの程度で体罰が行われていることを示していると言ってよいであろう。そしてそのことが、後述するように回答者すなわち教育学部生の中に体罰容認の傾向が生ずる一因となっていると推測することもあながち間違いではなかろう。

2. 「体罰の内容」について（Q1.2、Q2.2、Q3.2）

(1) 体罰の種類（複数回答）

<調査結果>

・小学校	
①殴る・蹴る	100名(50.5%)
②正座	138名(69.7%)
③運動場を走らせる・腕立伏せなど	69名(34.8%)
④立たせる	117名(59.1%)
⑤その他	39名(19.7%)
・中学校	
①殴る・蹴る	132名(62.8%)

②正座	145名(69.0%)
③運動場を走らせる・腕立伏せなど	56名(26.7%)
④立たせる	81名(38.6%)
⑤その他	41名(19.5%)
・高校	
①殴る・蹴る	89名(56.0%)
②正座	61名(38.4%)
③運動場を走らせる・腕立伏せなど	25名(15.7%)
④立たせる	50名(31.4%)
⑤その他	13名(8.2%)

(2) 分析と考察

体罰の内容について見ると、小学校では「正座」がもっとも多く、138名(69.7%)であり、以下「立たせる」117名(59.1%)、「殴る・蹴る」100名(50.5%)の順となっている。中学校でも第1位は「正座」145名(69.0%)であり、続いて「殴る・蹴る」132名(62.8%)、「立たせる」81名(38.6%)と2位と3位が小学校と入れ替わっている。高校の場合は「殴る・蹴る」89名(56.6%)が第1位であり、続いて「正座」61名(38.4%)、「立たせる」50名(31.4%)の順になっている。

小・中学校で「正座」がともに1位を占めたということは、「正座」がもっとも手軽で一般的な体罰であるということを示すのであるが、それはさらに、「正座」そのものが本来は「精神修養」的な性格を持つものであることが関係しているとも考えられる。すなわち、教師の側に「正座」は体罰というよりも、「反省させる」ことを含めた懲罰と捉えられている可能性もあるのである。(実際、筆者がこれまでに接触してきた教師の中では「正座」を体罰とは考えていないものも少なくなかった。)そしてそのことは、「正座」を加えられる側についても同様のことが予想される。実際、本調査を行った時の講義に対する学生の「本講義についてのコメント」において、「正座や立たせることが体罰に入るとは考えていなかったの、回答に戸惑った」といったコメントが少なくなかったのである。この事実を考慮すれば、少なくとも、被罰者の側に「正座」などが体罰と把握されていないケースがかなり予想される。

小・中・高校の違いに目を向けると、小・中間では2位と3位が入れ替わり、小学校では第3位であった「殴る・蹴る」が50.5%であるのに対して、中学校ではそれが62.8%と第1位の「正座」に迫る数値を示している。さらに高校に至っては第1位(56.0%)に登場する。このことは、子どもが成長するにしたがい、対応においてより強力な体罰が必要となる実態があることを意味していると解釈できる。もしそうであれば、体罰肯定論においてしばしば言われるところの「子どもが未熟で幼い時期には善悪の判断が十分にはできないので体で教えることも必要である」といった見解に疑問符がつくことになる。なぜなら、そうした主張に従えば、子どもが成長するに応じて体罰は減少し、その程度も軽いものになっていかねばならないはずだからである。しかし、調査結果を見る限りでは、逆の傾向が現れているのである。確かに、高校においては体罰の直接体験は小・中と比べて半減するが、間接経験も含めると依然として7割強と高率であり、しかもその内容は小・中よりも厳しくなるのである。それにもかかわらず、回答者(学生)の意識と実態との間にはズ

レが見られる。つまり、前述の事実が認識されていないのである。（次節を参照のこと）

「運動場を走らせる・腕立伏せなど」は小・中・高校とも第4位であったが、これは筆者が予想したよりも高い数値（小-34.8%、中-26.7%、高-15.7%）であった。この数値の高さは、それが「正座」などと同様に、体罰というよりは鍛練あるいはトレーニングというイメージが重なるためかもしれない。またさらに、このことは体罰が「殴る・蹴る」といった伝統的な形態に加え、一見すると体罰とは見えにくい（思えない）かたちへと多様化してきていることの一端と捉えることもできる。」

「その他」については、小・中・高校でそれぞれ39名(19.7%)、41名(19.5%)、13名(8.2%)となっており、選択肢にあげた種類以外の体罰もかなりあるようである。内容は、「髪や耳を引っ張る」「棒（モップ・定規等を含む）で叩く」など多様である。ただ、その中には「ゲンコツ」や「平手打ち」（ビンタ）など、分類上は選択肢①の「殴る・蹴る」の中に含まれるはずであるものも多い。この点に関して、筆者は意図的に「殴る・蹴る」に「ゲンコツ・平手打ち」が含まれることをはっきりさせないかたちで設問を準備しておいた。というのも、回答者にとっては、すでに触れたように、それらが「正座」などと同様に体罰としては把握されていない可能性があること、また、「ゲンコツ」などは、その程度において、体罰とそうでないものとの境界線が微妙であり、それがどのように現れるかを見てみることも重要だと考えたからである。結果的には、少なくとも「その他」において「ゲンコツ」等を挙げた回答者は「殴る」と「ゲンコツ」を区別しており、しかも、わざわざ「体罰とはいえないかもしれないが」とことわり書きをしているケースもいくつかあることから、「ゲンコツ・平手打ち」の類はいわゆる体罰には入らないと考えている学生も少なくないということが、ある程度、証明されたといえるだろう。したがってまた、事前に「ゲンコツ・平手打ち」なども体罰に入るということを説明しておいたならば、体罰の直接体験者の数は上昇していた可能性がある。

いずれにしても、「ゲンコツ・平手打ち」は（程度の問題はあるが）体罰にはあたらなという理解が、次に触れる「体罰に対する見解」に反映していると思われる。そしてそのことは体罰を受ける側のみならず体罰を加える側においても同様だと考えられることは前述した通りである。

3. 「体罰に対する考え」について（Q4、Q5）

「体罰に対する考え」については、「体罰の是非」については選択肢形式をとったが、その「理由」については自由記述形式としたため、後者についての集計は、筆者による類型化をもとに行った。また、後者は前者に対する理由づけを述べるかたちで回答させているため、分析と考察は両者を合わせて行うことにする。なお、後者の集計および分析・考察に際しては、Q4で①、②を選択したものを積極的容認派としてまとめ、③を消極的容認派、④を否定派とした。

(1) 体罰の是非について（Q4）

<調査結果>

①おおいにあってよい	7名(3.2%)
②時々ならよい	19名(8.6%)
③ないほうがよいと思うが、やむをえない場合にはしかたがない	145名(65.6%)
④絶対にあってはならない	23名(10.4%)
⑤わからない	26名(11.8%)
⑥無回答	1名(0.4%)

予想通り「ないほうがよいと思うが、やむをえない場合はしかたがない」とする消極的容認派がもっとも多く145名(65.6%)であった。続いて「わからない」26名(11.8%)、「絶対にあってはならない」23名(10.4%)と続き、積極的容認派ともいべき「時々ならよい」「おおいにあってよい」はそれぞれ19名(8.6%)、7名(3.2%)という結果であった。

第1位の「ないほうが～」という消極的容認論が多数を占めるのは、体罰に対する一般的傾向と合致するものであろうが、しかし、回答者が将来教職をめざす教育学部生ということを考える時、「絶対にあってはならない」とする否定派の少なさとともに、この数字は教員養成教育にとって大いに重大視すべきことであろう。また同様に、「わからない」とする回答者、つまり体罰に対して否定とも肯定とも態度を決めかねている学生が、11.8%とはいえ第2位にあるということも重視しなければならない。こうした学生が状況によって積極的容認派に変わっていくこともありうるからである。

(2) 「体罰の是非に対する理由」について (Q5) — その類型化と分析 —

「体罰の是非に対する理由」については自由記述としたため、多種多様な見解が示され、単純には分類できないが、以下では、比較的似通った見解を抜き出して類型化し、分析・考察する。(カッコ内のパーセンテージは選択肢ごと)

<類型と結果>

① 積極的容認派

「おおいにあってよい」「時々ならよい」を選択した積極的容認派にあってもっとも多かったのは、「口で言ってもわからない時には」あるいは「からだで教える」といった、いわば「子ども未成熟論」とも呼びうる考え方であり、何らかのかたちでこの点に言及した回答者は12名(46.1%)である。続いて「教師が真剣なら」「心が通じていれば」といった教師と子どもの信頼関係を前提とする見解(以下、「信頼関係論」と呼ぶ)が4名(15.4%)、「程度を考えたものなら」(以下、「程度論」)「悪いことをしたので当然」(以下、「罪一罰関係論」)が各2名(7.7%)となっている。

② 消極的容認派

Q4で「ないほうがよいが、やむをえない場合にはしかたがない」を選択した消極的容認派においてもっとも多かったのはやはり「子ども未成熟論」に相当する見解であり、それに言及した回答者は67名(46.2%)に達する。次に多かったのも、同じく、「信頼関係論」に相当するものであり、13名(9.0%)。続いて「子どもが納得していれば」「子どもが悪いことをしたと自覚していれば」といった見解(以下、「納得論」)8名(5.5%)、「罪一罰関係論」に相当するもの7名(4.8%)、「甘やかしすぎないために」(以下、「甘やかし論」)7名(4.8%)などとなっている。またその他に、はっきりとした根拠は示さないが「必要な時も

あるのでは」（これは「子ども未成熟論」に含まれるものとも考えられる）、あるいは「現実には体罰なしには難しいのでは」といった「現状容認論」的なものが14名(9.6%)、「程度論」に相当するもの4名(2.7%)、「教師の自衛のため」3名(2.1%)などがある。

③ 否定派

体罰否定の立場にたつ回答者における見解では、「体罰では効果がない」という点に触れたもの（以下、「無効果論」）がもっとも多く6名(26.1%)であり、以下、「暴力はいけない」（以下、「暴力否定論」）が4名(17.4%)、「教師の感情的な体罰はいけない」等（以下、「感情的体罰否定論」）4名(17.4%)、「他の方法があるはず」等3名(13.0%)、「子どもの人権に関わる」（以下、「人権論」）2名(8.7%)などであった。「体罰では効果がない」とする見解が多いのは予想されたことだが、「子どもの人権に関わる」とするものがわずかに2名という結果は、体罰批判がかなり高まっている今日の状況からすれば、あまりにも少なすぎるようにも思われる。

(3) 考察

以上、「体罰の是非に対する理由」をある程度類型化して整理を試みたが、比較して言えることは、積極的にせよ消極的にせよ体罰を容認する立場で多いのは、「口で言ってもわからない場合には」といった「子ども未成熟論」であり、いずれも46%台である。「体罰体験」についての分析・考察でも取り上げた一般的な体罰肯定論「体で教える」という考えが教育学部生においてもかなり浸透していることを示しており、それが体罰の存続の最大の理由の1つともなっていると考えられる。また、「悪いことをしたので当然」とするような「罪—罰関係論」なども、子ども＝未成熟という図式を前提としていると考えるならば、「未成熟論」とつながるものと位置づけられそうである。

同じく、容認派でも第2位を占めた「信頼関係論」は教師側の構えやそれを前提としての教師と子どもの信頼関係の成立を強調することで体罰を肯定する意見である。そして「悪いことをしたと自覚していれば」といった「納得論」も信頼関係を前提としているとすれば、「信頼関係論」に含まれると考えられる。そうだとすれば「信頼関係論」を理由に挙げた回答者は、積極的容認派・消極的容認派を合わせた容認派全体では25名(14.6%)にのぼる。もとより「納得論」といってもそれぞれ微妙な違いがあり、すべてを「信頼関係論」に含め得るかどうかはもう少し詳細な分析が必要である。だが、いずれにせよ信頼関係が成立しているかどうか、あるいは「子どもが納得している」かどうかといったことは、教師の主観に左右されてしまう危険性が多分にある。だが、そのことを認識していると推測されるような記述は、残念ながら見られなかった。

また、消極的容認派に目立った「甘やかし論」は「未成熟論」の一種とも解釈し得るが、その見解の中には「そうしなければ子どもがつけあがる」といった記述を伴うものもいくつかあり、その意味では、「教師の威厳を示す」「教師との関係でけじめをつける」といったいわば「教師の権威論」（この種の見解は容認派全体で4名あった）ともいうべきものに近いとも考えられる。

他方、否定派においてもっとも多かったのは「体罰は結局のところ効果がない」という意見に代表される「教育的無効果論」であるが、これは回答者の体験を踏まえた見解というわけでは必ずしもなく、近年の体罰批判の影響とも考えられる。（この点については、今回のアンケートでは明確にできない。）また、「暴力はいけない」や「教師の感情的体

罰はいけない」といった見解が体罰否定の理由として挙げられているが、こうした見解は、逆にいえば、一見暴力とは見えない体罰あるいは感情的でない（冷静な判断のもとでの）体罰はよいという逆説を認める余地を残す理由である。しかし、そのことについての認識は回答者の記述の中には認められなかった。それどころか、次に述べるように、実は、部分的に体罰を容認する傾向さえあったのである。

(2)での類型化には挙げなかったが、体罰の限度について言及して体罰を容認する見解が積極的容認派・消極的容認派合わせて40名(23.4%)にのぼるのである。つまり、「限度を越えなければ（たとえば「ゲンコツ」や「正座」など）よい」あるいは「体罰には入らない」というものである。この見解は消極的容認派の中に多く見られるのだが、さらには否定派においても同様の見解を示すものが10名あまりも含まれている。（したがって、純粋に体罰を否定する回答者は10数名足らず、わずかに5%前後ということになる。）こうした傾向は「体罰とは何か」についての理解不足とも言えるが、と同時に、家庭でのしつけなどにおける体罰と学校における体罰とを同一視している結果とも思われる。そしてまた、そのことはかれらの体罰体験と決して無関係ではないようである。なぜなら、容認派の見解の中には「叩かれて目が覚めた」とか「体罰を受けた時、確かに自分が悪かった」といった表現が散見されるからである。

ともかくも、体罰容認の理由に関しては、積極派にしる消極派にしる大差はなく、また、否定派においても部分的容認論とみなしうる見解も少なくないことが明らかになった。そしてそのことが、かれらの体罰体験と関連していることもある程度証明されたと考えてよいであろう。

4. 「体罰の今後」について（Q6、Q7）

「体罰の今後」については、「将来の予想」と「その理由」とに分けたが、ここでもQ4、Q5の場合と同じく前者は選択肢形式とし、後者は自由形式としたため、ここでも同様に処理することとする。

(1) 「将来の予想」について（Q6）

<調査結果>

① どんどんなくなっていくと思う	43名(19.5%)
② 少しずつなくなっていくと思う	107名(48.4%)
③ 今と変わらないと思う	41名(18.5%)
④ 少しずつ増えていくと思う	4名(1.8%)
⑤ どんどん増えていくと思う	26名(11.8%)

「少しずつなくなっていく」と答えたものもっとも多く107名(48.4%)であり、次は「どんどんなくなっていく」43名(19.5%)、わずかの差で「今と変わらない」41名(18.5%)が続いている。「わからない」は26名(11.8%)と「体罰の是非」における「わからない」とまったく同数値であるが、両者は必ずしも重なるものではない。「少しずつふえていく」と「どんどん増えていく」はそれぞれ4名(1.8%)、0名(0.0%)とほとんどいなかった。体罰問題の将来については、大多数がきわめて楽観的であり、「現状のまま」とやや悲観的に

考えるものが2割足らずということになる。だが、かれらの意識が本当にそうであるのだろうか？次のQ7についての記述を見る限り、そうとは言えないようである。

(2) 「将来の予想に対する根拠」について (Q7) - その類型化と分析 -

①「どんどんなくなっていく」とする根拠

ここでもっとも多かったのは「マスコミや親が問題にしてきているから」といった学校の外からの圧力（以下、「外圧論」）を根拠にしたものが圧倒的に多く、じつに34名(79.1%)にのぼる。他に目立つ根拠としては「親が子どもを甘やかすから」(5名、11.6%)があるが、これも「親による体罰反対を結果する」ということに結びつけて挙げているものであるから、結局は「外圧論」と同じ根拠とすることができ、そうなると「外圧論」は9割あまりという高率になる。なお、同じ「外圧」を挙げるにしても、「子どもの人権意識の高揚」を明記したものはわずか1名であった。

②「少しずつなくなっていく」とする根拠

ここでも「マスコミや～」とする「外圧論」が大半を占め(91名、85.6%)、しかも①と同様に「子どもの甘やかし」論の5名分を含めると、やはり9割近く(89.7%)になる。ちなみに、ここで「子どもの人権」に触れたものは5名(4.7%)であった。

その他では、「体罰は減ってきている」という判断から、その傾向が今後も続くとする「現状楽観論」とでも呼び得るものが5名(4.7%)、「教師と子どもの関係の変化」（これは「甘やかし論」に通ずるものであり、「マスコミ等の影響により、子どもが教師の言うことを聞かなくなる」といった否定的把握である）が4名(3.7%)、「希望的観測」「体罰は禁止されているから」といった根拠を挙げるものがそれぞれ各3名(2.8%)と続く。また、わずか1名ずつであるが、「子どもの問題も質的に変わってきており、体罰では解決できなくなる」「体罰は減っても、他のかたち（たとえば言葉による暴力）は増加する」という見解を付言したものもあった。

③「今と変わらない」とする根拠

「今と変わらない」とする根拠としては、「体罰教師がいる限り体罰はなくなる」（6名）、あるいは「学校荒廃が続く限り」「校則がある限り」（各3名）など、体罰が発生するような要因が今後も残り続けるとする現状認識からの見解を示すもの14名(34.1%)が突出している程度であとは見解が分かれ、目立つのは「子どものためには必要」（3名、7.3%）位である。だが、この選択肢を選んだものに共通して言える特徴は、近年の体罰論議が一時的なものとしていることである。こうした「現状悲観論」は、②の「少しずつなくなっていく」を選択したものの中にも若干見られた。

④「少しずつ増えていく」とする根拠

少数派であった「少しずつ増えていく」を選択したものの根拠は、「親と子どものコミュニケーション不足」「親の甘やかし・家庭の教育力低下」「教師の権威の低下」などが体罰増加に作用するとするものであった。

(3) 考察

「どんどんなくなっていく」にしる「少しずつなくなっていく」にしる減少を予測する立場にあっては、いずれも9割がマスコミや父母の体罰反対という世論の高まりを指摘しており、今日の体罰論議の状況が体罰減少にプラスの方向で働くと見ている。ただ、その

際気になるのは、かなりの割合で「マスコミがうるさい」あるいは「親がうるさい」といった表現を伴っていることである。また、それに対応して「教師の立場が弱くなる」といった表現も多い。つまり、「マスコミ・親が騒ぐ」＝「教師の立場の低下」という図式が成り立つのである。そればかりではない。「外圧論」の中には「まわりが（大袈裟に）騒ぎすぎる」という、現在の体罰論議に反発しているとさえ受け取れる見解を明記したものの、あるいはそうしたニュアンスを含めた表現も少なくないのである。しかも、体罰の積極的容認派のみならず消極的容認派にもそれは共通しているのである。

世論における体罰否定の声に対してのこうした受けとめ方は、一つには、減少を予想した回答の背景には、現状悲観派と同様の、体罰論議がいずれは鎮静化していくという見通しがあるということが考えられると同時に、回答者が将来教職に就いた時のことを想定しての反応（たとえば、「教師の立場が弱くなると困る」といった見解）とも考えられる。がしかし、ここではいかなる理由によるかは定かではなく、その究明は別な調査に委ねるしかない。

とはいえ、前述のような表現は、その背後に「体罰はある程度残り続けるし、また、学校教育は体罰なしにはやっていけない」といった認識が意識的にか無意識的にかあるということを示しているとも言えまいか。（事実、「体罰は少なくなっていくかもしれないが、絶対になくなることはないだろう」とする見解も一定数あった。）もしそうであるならば、減少派も、結局は「今と変わらない」とする現状悲観派の見解と基本的には大差ないことになってしまう。そしてさらにそれは、3で触れた「ゲンコツ」や「正座」などは「体罰」には入らないという認識の存在を説明することにもなるのではなかろうか。

ところで、多かれ少なかれ「体罰が減少する」と予想した回答者は、合計150名(67.9%)に達するのであるが、かれらの意見についていま一つ検討されるべきことは、「マスコミや親が問題にするから」といった「外圧論」がほぼ9割を占めるという事実である。なぜなら、「マスコミや親が～」という表現は、体罰克服の道すじとしては、学校・教師つまり体罰行使者自身の側の努力によってというよりも、マスコミ・親などに依存するといういわば消極的・他力本願的な立場からのものである。（筆者がこの見解を「外圧論」としたのはその理由からである。）別言すれば、教職志望者である回答者（教育学部生）たちが「（教職に就いた時に）自分たちの手で体罰をなくしていく」という教師としての積極的な姿勢・構えを示しきれないということの意味するからである。だが、見方をかえるならば、そこには体罰が横行する今日の学校教育の現実のもとでは個々の教師のレヴェルでの取り組みでは体罰教育克服は困難であるという現状認識があり、それゆえにこそ、意識はされていないかもしれないが、体罰批判の世論のいつそうの高まりとその継続に期待するという願い・希望の裏返し表現だとも解釈できる。

IV. 全体を通しての考察 — 教員養成教育への示唆を求めて —

1. 体罰の程度について

消極的容認派も含めると体罰容認派は8割近くになるが、かれらがすべての体罰を容認しているわけではない。容認されている体罰の多くは、「ゲンコツ」や「正座」といっ

た、かれらの表現を借りれば「比較的軽い」体罰である。そしてそしてその理由として「比較的軽い」体罰は「自分も受けてきたし、効果があった」といった意見が少なからず挙げられている。それに対していわゆる「否定さるべき」体罰は、子どもにケガを負わせるような「過激で、いきすぎた」体罰とされている。ここには本考察の仮説である「体罰体験が体罰意識を形成する」ことの説明の一つが示されていると言えまいか。つまり、かれらの体験において「正座」や「ゲンコツ」などは体罰ではあっても騒がれるほどのものとは受け止められておらず、認められる（教育的に有効である）ものであり、問題なのはまさに「殴る、蹴る」といった類の「暴力的体罰」なのである、と。しかし、こうした考えには落とし穴が存在している。というのも、容認派の見解の中には「歯を折る程度（の体罰）は結構あったし、それをいき過ぎの体罰とは思っていなかった」などという意見もあったことが証明しているように、「過激」とか「いきすぎ」といった尺度はきわめて主観的なものであり、それに基づいて体罰を容認することはきわめて危険であるということである。また、かれらが言うところの「比較的軽い」罰である「ゲンコツ」などにしても、やり方を誤ると脳内出血といった状態に陥る危険性もあることが認識されていない。したがって、教員養成教育の観点からすれば、一般にも存在しているこの体罰の軽・重の区別とそれによる体罰の部分的容認の誤りと危険性を考えさせることを徹底して行く必要がある。

2. 「子どもの人権」意識について

教育学部生の体罰意識に関して何よりも考慮されるべきは、かれらの中に「子どもの人権」意識が希薄であり、「子どもの権利条約」に代表される近年の「子どもの人権」の尊重とそれに基づく「体罰批判」の世論の高まりが、必ずしも浸透してはいないという事実である。「体罰の将来」について「減少する」と予想したものが7割近くもあり、しかもその9割が「マスコミや親が～」という根拠を挙げているにもかかわらず、その動向が自らの体罰克服への意志や構えを形成するものとしては受けとめられてはいないのである。ところが他方、かれらは自らの教育体験を批判的に踏まえて子どもの個性や主体性を主張しもある。子どもの人権の尊重とその個性・主体性は不可分のものであるはずなのにそれが分離されている、という奇妙な事態がそこに見られる。このことはかれらの中に「人権の尊重」と「個性・主体性の尊重」あるいはそれと関連する「体罰意識」等が分離し、観念的に存在しているということを示していると考えられる。そうだとすれば、そうした分離の矛盾と観念論を打破し、それらが有機的に結合された真の認識を形成させることが教員養成教育の急務の課題だということになる。

V. 今後の課題

今回のアンケート調査は最初の試みでもあり簡単なものであったが、しかし細かく見ていくならば、まだまだ分析・考察すべき事項はかなりある。たとえば、同じ体罰体験者にしても、小・中学校時代には経験したが、高校時代には経験しなかったものとそうでないものとの比較・分析とそのことを通して体罰に対する考え方の違いの考察といったことが

残されている。また、体罰の是非と体罰の将来の予想との間の関連を今少し緻密に検討することなども筆者の時間的制約から次回以降に回さざるを得なかった。加えて、アンケートではQ8として「体罰問題について考えたり感じたこと」を聞いており、本考察にとって興味深い意見もあるのだが、今回の考察対象からは省いた。これも次回に考えることとなった。

さらに今回のアンケートには含めなかったが、体罰体験の場面、その時の感情、あるいは男女間における差異の問題等々、体罰意識の形成と体罰体験との関連を追求するために調査する必要がある事項も多く残されている。そうした点についても今後新たな調査を実施し、分析・検討を試みたい。

注.

- 1) 体罰の多様化に関しては、坂本光男らが埼玉県教組「非行・問題行動研究対策委員会」の実態調査をもとに、①目にあまる体罰（教師が直接手をだすもの－ビンタ・殴打など）、②目立たない体罰（直接手を出さないが、それに等しい苦痛を与えるもの－正座・立たせるの他、運動場を走らせる・額にシールを張るなども含まれる）、③反省・自戒という名での体罰、という3分野に区分してその事例を紹介している。（坂本光男編『どうする！いじめ・非行・体罰』、明治図書、1985年、137～149ページ）

別掲資料（杉山①）

体罰に関するアンケート（生徒指導・教育相談）

次の設問に答えて下さい。（自由記述以外は番号を○で囲んで下さい）

I. 体罰経験について答えて下さい

Q1. 1.

「小学校時代、体罰の経験がありますか？」

1. 体罰を受けた経験がある
2. 自分は受けなかったが、友人などが受けていたのを見た
3. 体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある
4. 体罰は見たことも、聞いたこともない

Q1. 2.（Q1. 1. で1、2、3に○をつけた人のみ答えて下さい）

「それはどんな体罰でしたか？」（複数の場合はそのすべてに○を）

1. 殴る・蹴る
2. 正座
3. 運動場を走らせる・腕立て伏せなど
4. 立たせる
5. その他（具体的に

)

Q2. 1.

「中学校時代、体罰の経験がありますか？」

1. 体罰を受けた経験がある
2. 自分は受けなかったが、友人などが受けていたのを見た
3. 体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある
4. 体罰は見たことも、聞いたこともない

Q2. 2.（Q2. 1. で1、2、3に○をつけた人のみ答えて下さい）

「それはどんな体罰でしたか？」（複数の場合はそのすべてに○を）

1. 殴る・蹴る
2. 正座
3. 運動場を走らせる・腕立て伏せなど
4. 立たせる
5. その他（具体的に

)

Q3. 1.

「高校時代、体罰の経験がありますか？」

1. 体罰を受けた経験がある
2. 自分は受けなかったが、友人などが受けているのを見た
3. 体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある
4. 見たことも、聞いたこともない

Q3. 2.（Q3. 1. で1、2、3に○をつけた人のみ答えて下さい）

「それはどんな体罰でしたか？」（複数の場合はそのすべてに○を）

1. 殴る・蹴る
2. 正座
3. 運動場を走らせる・腕立て伏せなど
4. 立たせる
5. その他（具体的に

)

別掲資料（杉山②）

Ⅱ. 体罰について、あなたの考えを聞かせて下さい

Q 4.

「体罰が行われることをどう思いますか？」

1. おおいにあって良い
2. 時々ならよい
3. ないほうがよいと思うが、やむをえない場合にはしかたがない
4. 絶対にあってはならない
5. わからない

Q 5.

「Q 4. で 1～4 を回答した人は、その理由を書いて下さい」（自由記述）

Q 6.

「将来、体罰の存在はどうなっていくと思いますか？」

1. どんどんなくなっていくと思う
2. 少しずつなくなっていくと思う
3. 今と変わらないと思う
4. 少しずつ増えていくと思う
5. どんどん増えていくと思う
6. わからない

Q 7.

「Q 6. で 1～5 を選んだひとはその理由を書いて下さい」（自由記述）

Q. 8

「体罰問題について最近考えたり感じたことがあれば書いて下さい」（自由記述）